

ASAHI NEWS

令和4年6月10日
第147号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 6月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

所得税の予定納税額の通知：6月15日

個人の都道府県民税・市町村民税の納付(第1期)：6月30日
(都道府県の条例で定める日)

経営・経済

6月 7日：家計調査発表(総務省)

6月13日：法人企業景気予測調査発表(財務省・内閣府)

6月16日：貿易統計発表(財務省)

6月16日：日銀金融政策決定会合(日銀、17日まで)

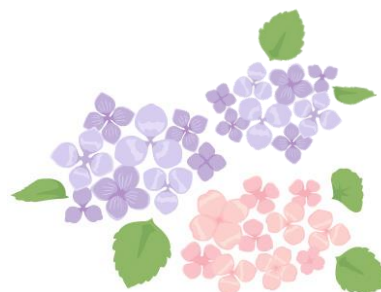
6月23日：EU首脳会議(ブリュッセル、24日まで)

6月24日：全国消費者物価指数発表(総務省)

6月27日：資金循環統計速報発表(日銀)

6月29日：第1四半期期の米GDP確定値発表(米：商務省)

6月30日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



「最高裁判決：国の勝訴確定、路線価評価を否認」

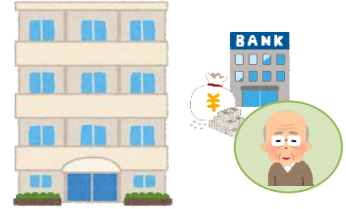
銀行借入をもとに投資用不動産を購入して相続税対策を行った事案について、その相続税対策を否認した課税庁の更正処分を適法と判示する最高裁判決が令和4年4月19日にありました。行き過ぎた相続対策に警鐘を鳴らすものとなっています。

A. 事案の概要（認定事実）

課税処分の取り消しを求める訴訟は、A事実の認定と、B法律の解釈・認定事実への法律の適用から成っています。本件の経緯と認定事実(概要)は下記のようなものでした。

【本件の経緯】

- 相続対策前の課税価格は6億円超であった
- 銀行より約10億円を借入れ、約14億円の投資用不動産を購入した
- 不動産購入時はおよそ90歳であり、94歳で死亡した
- 購入不動産の路線価方式等による評価額は約3.3億円であった
- これは、相続後に売却した価格の約1/4であり、購入価格(約13.8億円)の約1/4未満であった
- 本件相続開始の前後における各不動産の購入又は売却価額が明らかとなっており(相続発生9ヶ月後に2件中1件を売却)、これらの客観的に相当な取引価額と通達評価額の間に着しいかい離が生じていた
- 相続対策前、不動産所得はなかった



最高裁は、本件の経緯から、次のように事実認定を行いました。

- ① 本件をみると、相続税対策が行われなかったとしたなら、相続財産の課税価格は億円超となるものであったところ、相続税対策の結果、相続税額がゼロとなったものである。
- ② 銀行の稟議書等の証拠によれば、銀行借入による投資用不動産の購入により、近々発生することが予想される相続における相続税がゼロになることを知り、それを期待して、あえてそれらを企画して実行したものである。

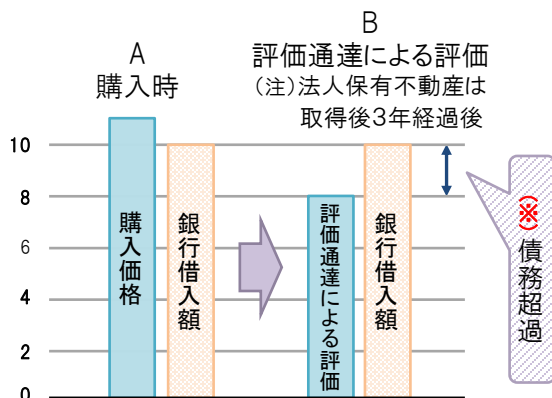
B. 最高裁の判断（認定事実に対する法律の適用）

最高裁は、上記の認定事実に対して、下記のような法令解釈・適用を行うことが課税の平等にかなうものであると判断し、**路線価等による評価ではなく、不動産鑑定による評価で更正する処分を認めました。**

◆ 最高裁の判断

本件においては、投資用不動産を財産評価基本通達の定める評価方法により評価するという形式的な平等を貫くと、そのような相続税対策を行わなかった他の納税者との間で、かえって租税負担の実質的な公平を著しく害することが明らかというべきであり、評価通達の定める評価方法以外の方法である不動産鑑定評価額による評価が許されるものと解される。

銀行借入による不動産相続対策スキーム



時価を超えないという評価の安全性の観点から、財産評価通達による不動産評価は、通常購入価格より低い評価となります。これを利用して、銀行借入等により債務超過状態を作り出し(※)、他の資産評価との相殺を企画することによって、課税価格の縮小を図ることができます。

本件は、全体として行き過ぎた節税スキームとして適用が否定されたものと評価できます。不動産の評価方法の検討には、十分な検討が必要になります。

インボイス制度への対応～適格請求書発行事業者の登録申請

令和5年10月1日より、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が開始します。適格請求書(インボイス)を発行するためには、所轄の税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

インボイス制度の概要

- 適格請求書(インボイス)と認められるための記載要件が定められます。

適格請求書に必要な記載事項は次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の名称及び登録番号
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
 - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
 - ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
 - ⑥ 受領者の名称
- (赤字が、現行の区分記載請求書への追加記載事項)

請求書

(株)〇〇御中 (登録番号 T 012345...)

11月分 請求金額 131,200円 ××年11月30日

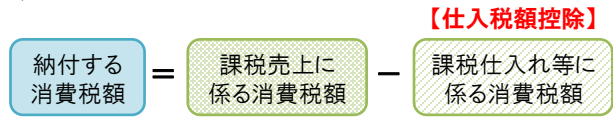
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	...	
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	40,000円	消費税 4,000円

④ * 軽減税率対象

(出典)国税庁「令和3年10月1日登録申請書受付開始！」リーフレット

- 消費税の仕入税額控除の要件

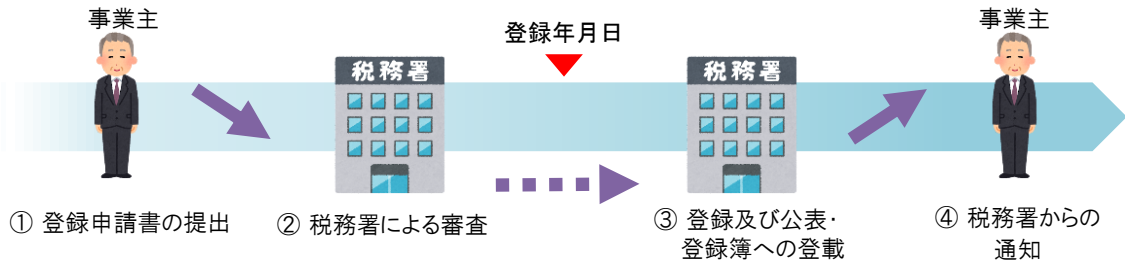
原則として適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となり、免税事業者から仕入れた場合は、仕入税額控除ができなくなります。適格請求書発行事業者は消費税の課税事業者のみが登録することができます。



登録申請手続

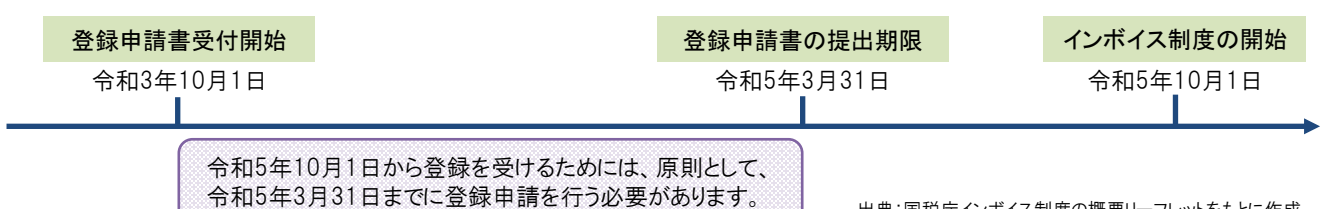
- 適格請求書発行事業者の登録申請

登録を受けようとする事業者は、所轄の税務署に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出する必要があり、令和3年10月より受付が開始しています。税務署の審査の後、登録番号が通知され、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において、適格請求書発行事業者の情報が公表されます。



出典: 国税庁インボイス制度の概要リーフレットをもとに作成

登録申請のスケジュール



令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

出典: 国税庁インボイス制度の概要リーフレットをもとに作成

※消費税免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けた場合、登録日から課税事業者となります(経過措置)。